

## 実績評価書

平成20年8月

|              |                     |
|--------------|---------------------|
| 評価の対象となる施策目標 | 公的年金制度の持続可能性を確保すること |
|--------------|---------------------|

## 1. 政策体系上の位置付け等

|   |                              |  |
|---|------------------------------|--|
| 基本目標  | IX                           | 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること  |
| 施策目標  | 1                            | 老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること   |
| 施策目標  | 1-1                          | 公的年金制度の持続可能性を確保すること  |
| 個別目標 1  |                              | 公的年金制度について、給付と負担の均衡を適切に保つこと<br>(保険料収納事務等に関する評価については、中央省庁等改革基本法(平成10年法律第103号)に基づく社会保険庁の実施庁評価によるものとし、年金積立金の管理及び運用に関する評価については、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)に基づく独立行政法人評価委員会が行う業務実績評価によるものとする。) |
|   |                              | ※重点評価課題(確実に信頼できる年金制度の構築)<br>(主な事務事業)<br>・年金財政検証事業<br>・公的年金各制度の財政状況の報告聴取事業  |
| 個別目標 2  |                              | 国際化の進展への対応を図ること  |
|   |                              | (主な事務事業)<br>・年金通算協定事業  |
| 施策の概要(目的・根拠法令等)   |                              |  |
| 1 目的等<br>公的年金制度は、現在の高齢者に対する年金給付を、現在の現役世代が支払う保険料で賄うという、世代と世代の支え合いの考え方にに基づき成り立っており、この考え方のもと、終身にわたって高齢者の生活の基本部分を支え、賃金や物価の上昇など、長期間の社会経済の変動に対応して、実際に価値のある年金を支給する機能を果たしている。 |                              |  |
| 2 根拠法令等<br>○国民年金法(昭和34年法律第141号)<br>○厚生年金法(昭和29年法律第115号) 等   |                              |  |
| 主管部局・課室   | 年金局総務課                       |  |
| 関係部局・課室   | 年金局総務課首席年金数理官室、年金課、国際年金課、数理課 |  |

## 2. 現状分析

|   |
|---|
| 平成16年6月に、「国民年金法等の一部を改正する法律」(平成16年法律第104号)が成立し、公的年金制度について、<br>① 保険料水準固定方式の導入<br>② 給付水準を自動調整する仕組み(マクロ経済スライド)の導入<br>③ 基礎年金国庫負担割合の引上げ<br>④ 積立金の活用<br>の4つを柱とする制度改正が行われ、これにより、長期的な給付と負担の均衡が適切に保たれ、持続可能な制度とされたところである。(別添1) |
|---|

年金財政については、少なくとも5年に一度、社会・経済情勢の変化に伴う様々な要素を踏まえ、長期的な財政収支の見通しを計算し、給付水準の調整を行う必要の有無や、給付水準がどの程度の水準にあるかなどの検証（財政検証）を行うこととしている。（初回は平成16年の5年後にあたる平成21年までに実施）

また、国際的な人的交流の活発化に対応し、社会保障協定の締結により、日本と外国の保険料の二重払い等の問題の解決を図ることが喫緊の課題となっており、協定の締結による在外日系企業の負担の解消等のため、経済団体等関係各方面より、人的交流の多い各国との間で速やかに協定を締結することが求められている。

※ マクロ経済スライド

少なくとも5年に1度の財政検証の際、おおむね100年間の財政均衡期間にわたり年金財政の均衡を保つことができないと見込まれる場合は、年金額の調整を開始し、年金を支える力の減少や平均余命の伸びを年金額の改定に反映させ、年金額の伸びを賃金や物価の伸びよりも抑える仕組み。（別添2）

※ 社会保障協定

海外に派遣される人について、日本と就労地である外国の社会保障制度への二重加入の問題や保険料掛け捨ての問題の解決を図るため、(1)日本と相手国いずれかの国の社会保障制度のみに加入すればよいこととするとともに、(2)相手国の年金加入期間を通算して年金が受けられるようにする協定。

### 3. 施策目標に関する評価

施策目標に係る指標

（達成水準／達成時期）

※ 【 】内は、目標達成率（実績値／達成水準）

|  | H15         | H16         | H17       | H18         | H19         |
|--|-------------|-------------|-----------|-------------|-------------|
| 1 財政再計算との乖離状況（積立金）<br>（単位：兆円）<br>（平成16年財政再計算結果の数値以上／平成21年度まで毎年度）         | 【102.0%】    | 【102.4%】    | 【106.6%】  | 【108.1%】    | 【-%】        |
| ・厚生年金 実績   | 174.6       | 171.1       | 174.2     | 173.6       |             |
| 財政再計算結果  | 171.3       | 167.5       | 163.9     | 160.8       | 158.3       |
| ・国民年金 実績   | 11.7        | 11.7        | 12.0      | 11.7        |             |
| 財政再計算結果  | 11.3        | 11.0        | 10.8      | 10.6        | 10.4        |
| 2 マクロ経済スライドによる給付水準調整（累積スライド調整率）（単位：%）<br>（平成16年財政再計算結果の数値以下／平成21年度まで毎年度） | 【-%】        | 【-%】        | 【0%】      | 【0%】        | 【0%】        |
| 実績   | -           | -           | 0.0       | 0.0         | 0.0         |
| 財政再計算結果  | -           | -           | 0.0       | 0.0         | 0.4         |
| 3 当局間協議新規開始国数（単位：件）<br>（1カ国以上／毎年度）                                       | 【200%】<br>2 | 【100%】<br>1 | 【0%】<br>0 | 【300%】<br>3 | 【300%】<br>3 |

（調査名・資料出所、備考）

- ・ 指標1は、年金局数理課調べによるものである。
- ・ 「実績」は、財政再計算と比較できるよう、厚生年金基金の最低責任準備金、国庫負担繰延額、公社未移管積立金残高等を加えた数値（年度末現在）である。なお、平成17年度以降については、年金積立金管理運用独立行政法人（年金資金運用基金）及び年金・健康保険福祉施設整理機構への出資金のうち、給付費等への充当を予定しているものを含んでいる。
- ・ 「財政再計算結果」は、平成16年財政再計算結果による。
- ・ 財政再計算との乖離状況（積立金）は、財政再計算結果どおりに積立金の実績が推移しているかどうかを検証するための指標である。

### ※ 財政再計算

平成16年年金制度改正前までは、社会・経済情勢の変化に伴う様々な要素を踏まえ、給付と負担が均衡するよう将来の保険料引上げ計画を策定するとともに、必要に応じ制度改正が行われ、年金制度を長期的に安定したものとするため、少なくとも5年に一度行うこととされていた。

なお、平成16年年金制度改正により新たに財政検証が導入され、社会・経済情勢の変化に伴う様々な要素を踏まえ、少なくとも5年に一度「財政の現状及び見通し」を作成することとされた。

【参考】厚生労働省ホームページ 平成16年財政再計算結果等

<http://www.mhlw.go.jp/topics/nenkin/zaisei/zaisei/index.html>

- ・ 指標2は、年金局年金課・数理課調べによるものである。
- ・ マクロ経済スライドによる給付水準調整（累積スライド調整率）は、平成16年年金制度改正において、将来の保険料の上限を固定する保険料水準固定方式の下で、給付と負担の均衡が図られるよう導入されたものである。
- ・ なお、平成19年度時点では、物価スライド特例により、原則として本来の年金水準より1.7%高い水準の年金額となっており、当該特例が解消されるまでの間は、マクロ経済スライドによる調整は行われなかったこととされている。
- ・ 指標3は、年金局国際年金課調べによるものであり、社会保障協定の締結に向けて、当局間協議を新規に開始した国の数である。
- ・ 当局間協議新規開始国の内訳は、以下のとおり。
  - 平成15年度 カナダ、オーストラリア
  - 平成16年度 オランダ
  - 平成18年度 チェコ、スペイン、イタリア
  - 平成19年度 アイルランド、ハンガリー、スウェーデン

【参考】厚生労働省ホームページ 社会保障協定について

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/shakaihoshou.html>

### 施策目標の評価

#### 【有効性の観点】

公的年金は、少子高齢化の急速な進行などにより、制度改正を行わなければ大幅な赤字財政に陥る状況にあったことから、平成16年年金制度改正により、給付と負担の在り方の大幅な見直しを実現したところである。

平成19年度において、社会保障協定の発効に至ったものが2件、署名を行ったものが2件、また、政府間交渉を実施、又は、当局間協議を実施したものが5件となるなど一定の成果をあげており、日本と外国の保険料の二重払い等の問題を解消することにより、相手国との間の人的交流や経済交流を一層推進することは、国際化の進展への対応として有効な手段であった。

#### 【効率性の観点】

平成16年年金制度改正は、同年10月より順次施行され、円滑に実施されている。

平成19年度においては、3カ国との間で当局間協議を新規に開始し、また、2カ国との間で社会保障協定の署名をするなどの実績を残しており、効率的に施策を実施していると評価できる。

#### 【総合的な評価】

財政再計算との乖離状況（積立金）については、平成19年度の数値は集計中であるが、平成15～18年度は、実績値が財政再計算結果を上回っており、全体として、目標の達成に向けて進展していると評価できる。

公的年金制度については、①保険料水準固定方式の導入、②給付水準を自動調整する仕組み（マクロ経済スライド）の導入、③基礎年金国庫負担割合の引上げ、④積立金の活用、の4つを柱とする平成16年年金制度改正により、長期的な給付と負担の均衡が適切に保たれ、持続可能な制度とされたところであり、円滑に施行されている。

このうち基礎年金国庫負担割合の引き上げについては、法律の本則上、基礎年金国庫負担割合を3分の1から2分の1に引き上げるとともに、附則において、所要の安定した財源を確保する税制の抜本的な改革を行った上で、平成21年度までに2分の1へ引き上げるという道筋を規定している。平成16年度から19年度においては、この道筋

に沿って国庫負担の段階的引上げを実施したところであり、平成20年度の国庫負担割合を3分の1に40/1000を加えた割合(約37.3%)とする「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案」を平成20年通常国会に提出し、継続審査とされている。

平成16年年金制度改正において検討課題とされた公的年金の一元化とパート労働者への厚生年金の適用拡大については、平成19年4月13日に、まずは被用者年金(厚生年金と公務員等の共済年金)の一元化を実現するとともに、働き方が正社員に近いパート労働者への厚生年金の適用を拡大するための「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」を第166回通常国会に提出し、継続審査とされている。

国際化への進展の対応については、人的交流が活発で、経済団体等から社会保障協定の締結への要望が強かったアイルランド、ハンガリー及びスウェーデンの3カ国との間で、それぞれ社会保障協定の締結に向けて、平成19年度中に当局間協議を開始し、毎年1カ国以上という目標を達成した。また、在留邦人数が多く、経済団体等から協定締結への要望の強かったオランダ及びチェコの2カ国との間で、平成19年度中に当該協定を署名するなどの成果があったと評価できる。

施策目標である「公的年金制度の持続可能性を確保すること」については、目標の達成に向け進展していると評価できる。

なお、現在、「社会保障国民会議」において、中長期的な視点に立って、年金制度を含め社会保障制度のあるべき姿や、その中での政府の役割、負担の仕方などについて議論を行っているところである。

#### 4. 個別目標に関する評価

##### 個別目標1

公的年金制度について、給付と負担の均衡を適切に保つこと  
(保険料収納事務等に関する評価については、中央省庁等改革基本法(平成10年法律第103号)に基づく社会保険庁の実施庁評価によるものとし、年金積立金の管理及び運用に関する評価については、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)に基づく独立行政法人評価委員会が行う業務実績評価によるものとする。)

##### 個別目標に係る指標

###### アウトカム指標

(達成水準/達成時期)

※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)

|  | H15      | H16      | H17      | H18      | H19   |
|--|----------|----------|----------|----------|-------|
| 1 財政再計算との乖離状況(積立金)<br>(単位:兆円)<br>(平成16年財政再計算結果の数値以上/平成21年度まで毎年度)         | 【102.0%】 | 【102.4%】 | 【106.6%】 | 【108.1%】 | 【-%】  |
| ・厚生年金 実績   | 174.6    | 171.1    | 174.2    | 173.6    |       |
| 財政再計算結果  | 171.3    | 167.5    | 163.9    | 160.8    | 158.3 |
| ・国民年金 実績   | 11.7     | 11.7     | 12.0     | 11.7     |       |
| 財政再計算結果  | 11.3     | 11.0     | 10.8     | 10.6     | 10.4  |
| 2 マクロ経済スライドによる給付水準調整(累積スライド調整率)(単位:%)<br>(平成16年財政再計算結果の数値以下/平成21年度まで毎年度) | 【-%】     | 【-%】     | 【0%】     | 【0%】     | 【0%】  |
| 実績   | -        | -        | 0.0      | 0.0      | 0.0   |
| 財政再計算結果  | -        | -        | 0.0      | 0.0      | 0.4   |

(調査名・資料出所、備考)

- ・ 指標1は、年金局数理課調べによるものである。
- ・ 「実績」は、財政再計算と比較できるよう、厚生年金基金の最低責任準備金、国庫負担繰延額、公社未移管積立金残高等を加えた数値(年度末現在)である。なお、平成17年度以降については、年金積立金管理運用独立行政法人(年金資金運用基金)及び年金・健康保険福祉施設整理機構への出資金のうち、給付費等への充当を予定しているものを含んでいる。
- ・ 「財政再計算結果」は、平成16年財政再計算結果による。
- ・ 財政再計算との乖離状況(積立金)は、財政再計算結果どおりに積立金の実績が推移しているかどうかを検証するための指標である。

【参考】厚生労働省ホームページ 平成16年財政再計算等  
<http://www.mhlw.go.jp/topics/nenkin/zaisei/zaisei/index.html>

- ・ 指標2は、年金局年金課・数理課調べによるものである。
- ・ マクロ経済スライドによる給付水準調整（累積スライド調整率）は、平成16年年金制度改正において、将来の保険料の上限を固定する保険料水準固定方式の下で、給付と負担の均衡が図られるよう導入されたものである。
- ・ なお、平成19年度時点では、物価スライド特例により、原則として本来の年金水準より1.7%高い水準の年金額となっており、当該特例が解消されるまでの間は、マクロ経済スライドによる調整は行われないこととされている。

個別目標1に関する評価（主に有効性及び効率性の観点から）

財政再計算との乖離状況（積立金）については、平成19年度の数値は集計中であるが、平成15年度～18年度は、実績値が財政再計算結果を上回っており目標の達成に向け進展していると評価できる。

平成16年年金制度改正において保険料水準固定方式が導入されたことにより、これまでのような財政再計算は行われないこととなったが、少なくとも5年ごとに、財政検証を行うこととされたところであり、現在、平成21年財政検証に向けて、社会保障審議会年金部会において全般的事項の検討を行うとともに、同部会経済前提専門委員会において経済前提についての専門的・技術的な事項の検討を行っている。

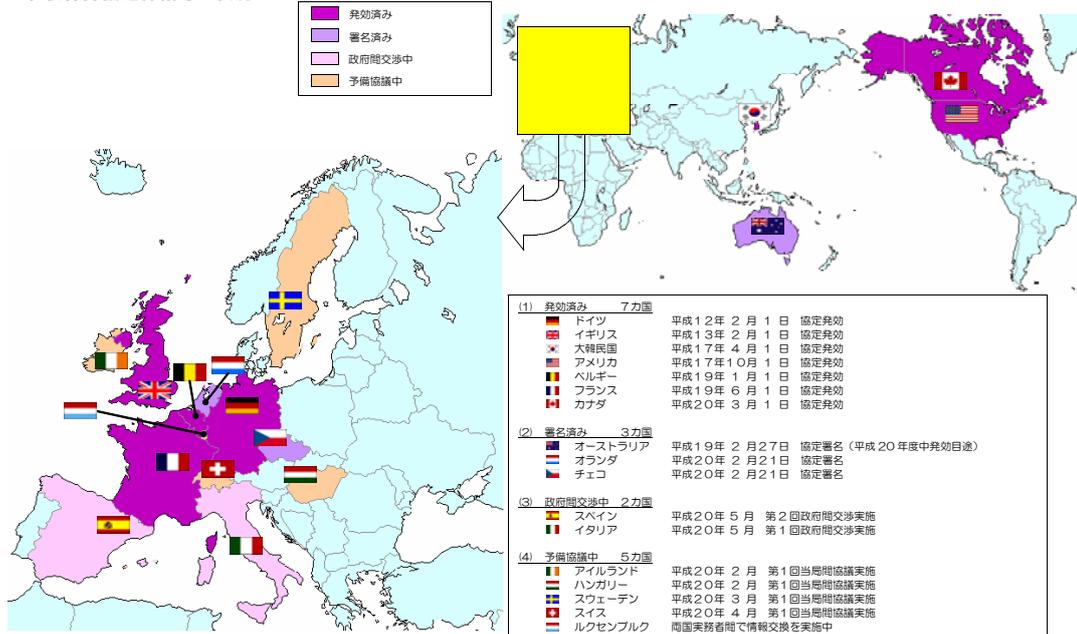
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要

|               |   |
|---------------|---|
| 事務事業名         | 年金財政検証事業  |
| 平成19年度<br>予算額 | 161百万円（補助割合：[国 / ][ / ][ / ]）<br>一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）                              |
| 実施主体          | 本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所<br>都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人<br>その他（ ）                 |
| 概要            | 国民年金・厚生年金の財政状況を検証するため、少なくとも5年に一度、保険料、国庫負担、給付に要する費用など年金事業の収支について、「財政の現況及び見通し」を作成し公表する。 |
| 事務事業名         | 公的年金各制度の財政状況の報告聴取事業   |
| 平成19年度<br>予算額 | 81百万円（補助割合：[国 / ][ / ][ / ]）<br>一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）                               |
| 実施主体          | 本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所<br>都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人<br>その他（ ）                 |
| 概要            | 社会保障審議会年金数理部会において、公的年金各制度より財政状況について報告を聴取し、年金数理的観点から分析を行う。                             |

| 個別目標 2  |   |             |             |           |             |             |
|---|---|-------------|-------------|-----------|-------------|-------------|
| 国際化の進展への対応を図ること   |   |             |             |           |             |             |
| アウトプット指標<br>(達成水準/達成時期)<br>※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)   |   |             |             |           |             |             |
|   |   | H15         | H16         | H17       | H18         | H19         |
| 1   | 当局間協議新規開始国数(単位:<br>件)<br>(1カ国以上/毎年度)<br>※施策目標に係る指標3と同じ。 | 【200%】<br>2 | 【100%】<br>1 | 【0%】<br>0 | 【300%】<br>3 | 【300%】<br>3 |
| (調査名・資料出所、備考)   |   |             |             |           |             |             |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指標1は、年金局国際年金課調べによるものであり、社会保障協定の締結に向けて、当局間協議を新規に開始した国の数である。</li> <li>・ 当局間協議新規開始国の内訳は、以下のとおり。<br/>平成15年度 カナダ、オーストラリア<br/>平成16年度 オランダ<br/>平成18年度 チェコ、スペイン、イタリア<br/>平成19年度 アイルランド、ハンガリー、スウェーデン</li> </ul> <p>【参考】厚生労働省ホームページ 社会保障協定について<br/><a href="http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/shakaihoshou.html">http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/shakaihoshou.html</a></p>   |   |             |             |           |             |             |
| 参考指標  |   | H15         | H16         | H17       | H18         | H19         |
| 1   | 社会保障協定の署名国数(単位:<br>件)                                   | 4           | 6           | 7         | 8           | 10          |
| (調査名・資料出所、備考)   |   |             |             |           |             |             |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 参考指標1は、年金局国際年金課調べによるものであり、社会保障協定を署名した国の総数である。</li> <li>・ これまで社会保障協定を署名した国は、以下のとおり。<br/>平成10年度 ドイツ<br/>平成11年度 イギリス<br/>平成15年度 アメリカ、韓国<br/>平成16年度 フランス、ベルギー<br/>平成17年度 カナダ<br/>平成18年度 オーストラリア<br/>平成19年度 オランダ、チェコ</li> </ul>   |   |             |             |           |             |             |
| 個別目標2に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から)  |   |             |             |           |             |             |
| <p>平成19年度においては、アイルランド、ハンガリー及びスウェーデンの3カ国との間で、それぞれ当局間協議を新規に開始しており、目標は達成したと評価できる。アイルランド及びハンガリーとの間では平成20年2月、スウェーデンとは同年3月にそれぞれ第1回当局間協議を開始している。今後とも、社会保障協定の締結促進に努めていくこととする。</p> <p>また、平成19年度に署名されたオランダ及びチェコの2カ国との間の社会保障協定については、両国間で発効に向けた準備を進めているところ。オランダとの協定の発効により、オランダ在留邦人約5,700人を対象に保険期間の通算による年金受給権の確保が見込まれ、オランダにおける企業駐在員約1,000人について年間約33億円の負担軽減が見込まれており、チェコとの協定の発効により、チェコ在留邦人約1,500人を対象に保険期間の通算による年金受給権の確保が見込まれ、チェコにおける企業駐在員約470人について年間約12億円の負担軽減が見込まれている。</p> <p>さらに、協定締結の加速化を図るため、今後締結するいずれの国との協定にも対応できる国内法制を整備することを目的とする、「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律」が平成19年6月27日に公布され、平成20年3月1日に施行されたところである。</p> |   |             |             |           |             |             |

2008年6月12日現在

社会保障協定締結等の状況



施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要

|                 |  |
|-----------------|--|
| 事務事業名           | 年金通算協定事業   |
| 平成19年度<br>予 算 額 | 3.2百万円<br>一般会計、年金特会、労働保険特会、その他 ( )   |
| 実施主体            | 本省、厚生局、労働局 (監督署、安定所、均等室)、検疫所<br>都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人<br>その他 ( )    |
| 概要              | 国際的な人的交流が活発化し、日本と外国の年金制度等への二重加入の回避と年金の受給権確保を図るため、社会保障協定の締結に向けた取組みを着実に推進する。 |

## 5. 評価結果の分類

|   |   |
|---|---|
| 1 施策目標に係る指標の目標達成率                                       |   |
| 指標 1  | 目標達成率 108.1% (平成18年度)   |
| 指標 2  | 目標達成率 0%  |
| 指標 3  | 目標達成率 300%  |
| -----   |   |
| (目標達成率を算定できない場合、その理由)                                   |   |
| 指標 2  | 平成19年度時点では、物価スライド特例により、原則として本来の年金水準より1.7%高い水準の年金額となっており、当該特例が解消されるまでの間は、マクロ経済スライドによる調整は行われなかったこととされているため。 |
| 2 評価結果の政策への反映の方向性                                       |   |
| i   | 施策目標の終了・廃止を検討(該当する場合に○)   |
| ii  | 施策目標を継続(該当する場合に次のいずれか1つに○)  |
|   | (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討  |
|   | <input checked="" type="radio"/> (ロ) 見直しを行わず引き続き実施  |
|   | (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討   |
| iii   | 機構・定員要求を検討(該当する場合に○)  |
| -----   |   |
| (理由) 平成19年度においても、目標の達成に向けた取組は着実に進展しており、引き続きこの取組を推進していく。 |   |
| ※ 普及啓発等の事務経費については、印刷費等の削減により予算規模を前年度より縮小する。             |   |
| 3 施策目標等に係る指標の見直し(該当するものすべてに○)                           |   |
| (施策目標に係る指標)   |   |
| i   | 指標の変更を検討  |
| ii  | 達成水準又は達成時期の見直しを検討   |
| (個別目標に係る指標)   |   |
| i   | 指標の変更を検討  |
| ii  | 達成水準又は達成時期の見直しを検討   |
| -----   |   |
| (理由)  |   |

## 6. 特記事項

|   |
|---|
| ①国会による決議等の状況(警告決議、附帯決議等)  |
| ○社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案に対する附帯決議(平成19年5月10日、第166回国会参議院厚生労働委員会)  |
| ・「本法が社会保障制度における二重負担の解消や保険料の掛け捨て防止などを目的とし、かつ、その推進を図るためには関係団体、関係者の理解が不可欠であることにかんがみ、特例適用の対象国や制度の内容などについて、事業主、被保険者等に対する広報活動を積極的に行い、その周知徹底に努めること。」 |
| ②各種政府決定との関係及び遵守状況   |
| なし。   |
| ③総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の状況  |
| なし。   |
| ④会計検査院による指摘   |
| なし。   |
| ⑤学識経験を有する者の知見の活用に関する事項  |
| なし。   |

## 7. 本評価書に関連する他の実績評価書

|     |
|-----|
| なし。 |
|-----|

# 平成16年年金制度改正の全体像

## ○100年間の給付と負担の姿を明確に

[改正前]

将来にわたって給付と負担が均衡するよう、5年毎に給付と負担を見直し

- ・おおむね100年間で給付と負担を均衡
- ・保険料の将来水準を固定し、その引上げ過程とともに法律上明記
- ・給付水準の下限を法律上明記

## ○保険料の上昇は極力抑え、将来水準を固定

[改正前]

- ・厚生年金 13.58%
- ・国民年金 13,300円

2017(平成29)年以降の保険料水準を固定

- ・厚生年金 18.3%(毎年0.354%引上げ)
- ・国民年金 16,900円(毎年280円引上げ)

(いずれも平成16年度価格)

## ○年金を支える力と給付のバランスを取れる仕組み

[改正前]

年金額は、一人当たりの賃金や物価の伸びに応じてスライド

年金を支える力(被保険者数)の減少に対応し、給付と負担のバランスを自動的に取ることができ仕組みに変更

## ○老後生活の基本的部分を支える給付水準を確保

自動調整の仕組みだけでは、給付は際限なく下がる可能性

標準的な年金受給世帯の給付水準は、現役世代の平均収入の50%を上回る水準を確保

## ○基礎年金への国の負担を1/3から1/2に

[改正前]

基礎年金の国庫負担割合は1/3

平成16年度から1/2への引上げに着手  
平成21年度までに完全に引上げ  
<それまでの道筋を法律上明記>

## ○生き方・働き方の多様化に対応した制度に

高齢者、女性、障害者など、様々な方々の多様な生き方・働き方に対応できる制度となるよう、高齢者の就業と年金、女性と年金、年金制度における次世代育成支援、障害年金の改善などについて、所要の措置を行います。

## ○国民年金保険料の未納対策を徹底

国民年金保険料の納付率を5年後に80%とするとの目標の実現に向けて、多段階免除の仕組み、若年者に対する納付猶予制度の導入などの制度的な対応を行います。

## ○若い人にも年金について分かりやすく情報提供

保険料納付実績や年金額の見込みなど、年金に関わる個人情報をも、若い人にも分かりやすくお伝えします。

## ○安全で効率的な年金積立金の運用を可能に

専門性を徹底し、責任の明確化を図るとともに、グリーンピア業務や住宅融資業務を廃止して運用業務に特化するため、現在、年金積立金の管理運用を行っている特殊法人(年金資金運用基金)を廃止し、新たに独立行政法人(年金積立金管理運用独立行政法人)を創設します。

## ○年金の保険料の無駄遣いを排除

グリーンピア事業や年金住宅融資事業を17年度に廃止します。年金福祉施設については、今後、保険料を投入せず、売却を進めます。

# マクロ経済スライドの導入

## [改正前]

- 年金を初めてもらうとき  
→ 賃金の伸びで改定
- 年金をもらっている人  
→ 物価の伸びで改定

負担の範囲内で給付とバランスが取れるようになるまでは、年金額の計算に当たって、賃金や物価の伸びをそのまま使うのではなく、年金額の伸びを調整する仕組み(マクロ経済スライド)を導入

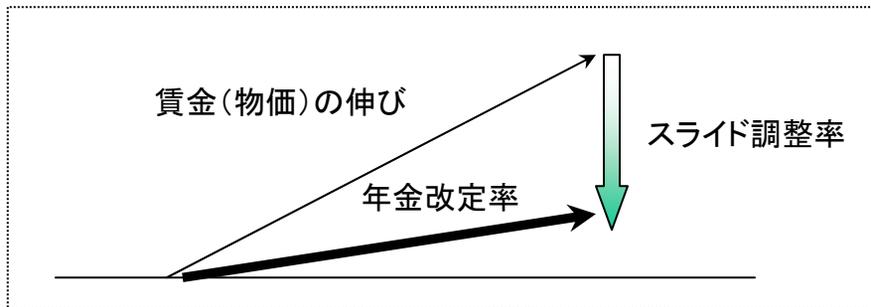
## 新しい年金額の調整の仕組み(マクロ経済スライド)

年金を初めてもらうとき(新規裁定者) : 賃金の伸び率 - スライド調整率※

年金をもらっている人(既裁定者) : 物価の伸び率 - スライド調整率※

### ※ スライド調整率:

公的年金全体の被保険者数の減少率 + 平均余命の伸びを勘案した一定率(0.3%)  
→ 2025年度までは平均年0.9%程度となる見込み



- 少なくとも5年に一度の財政検証の際、おおむね100年間の財政均衡期間の終了時に年金の支給に支障が生じないようにするために必要な積立金(給付費1年分程度)を保有しつつ、財政均衡期間にわたり年金財政の均衡を保つことができないと見込まれる場合は、年金額の調整を開始。
- 年金額は、通常の場合、賃金や物価の伸びに応じて増えるが、年金額の調整を行っている期間中は、年金を支える力の減少や平均余命の伸びを年金額の改定に反映させ、その伸びを賃金や物価の伸びよりも抑える。(この仕組みを、「マクロ経済スライド」という。)
- その後の財政検証において、年金財政の均衡を保つことができると見込まれるようになった時点で、こうした年金額の調整を終了。